

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、道路運送法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十年十一月四日）から施行する。ただし、第五条中自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第三条第二項の表、第七条第二項、軽第一号様式から第四号様式まで、軽第四号様式の二、軽第四号様式の三、軽第五号様式、第六号様式、軽専用第一号様式及び軽専用第二号様式の改正規定並びに軽専用第三号様式を削る改正規定は、平成二十一年一月一日から施行する。

（指定自動車整備事業規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に存する第三条の規定による改正前の指定自動車整備事業規則第三号様式による指定整備記録簿は、第三条の規定による改正後の指定自動車整備事業規則第三号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

（改正法の施行に伴う経過措置）

第三条 改正法附則第十条第一項及び第二項に規定する場合には、第四条の規定による改正後の自動車登録規則（以下「新登録規則」という。）第六条の十二第二項第一号及び第五項の規定は適用しない。

第四条 新登録規則第六条の十六第二号の規定は、改正法附則第十条第二項の規定による通知について準用する。

（登録識別情報の通知の請求）

第五条 新登録規則第六条の十八の規定は、改正法附則第八条第三項の規定による請求について準用する。

（自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この省令の施行前に交付された第五条の規定による改正前の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（以下「旧様式省令」という。）第十三号様式による一時抹消登録証明書は、第五条の規定による改正後の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（以下「新様式省令」という。）第十四号様式による登録識別情報等通知書とみなす。

2 前項の場合において、新登録規則第六条の十五第二項の規定の適用については、同項中「前項の規定により提出を受けた」とあるのは「当該自動車に係る」と、に当該変更についての記入をし、これを新所有者に返付する」とあるのは「を交付する」とする。

第七条 旧様式省令第十九号様式による検査標章は、新様式省令第十九号様式にかかわらず、平成二十三年十月三十日まで、なおこれを使用することができる。

○国土交通省令第七十七号

国土交通省設置法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十六号）及び国土交通省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十年政令第二百三十一号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、国土交通省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十年九月一日

国土交通大臣 谷垣 禎一

国土交通省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（航空・鉄道事故調査委員会設置法第二条の二第四項の国土交通省令で定める重大な事故及び同条第五項の国土交通省令で定める事態を定める省令の一部改正）

第一条 航空・鉄道事故調査委員会設置法第二条の二第四項の国土交通省令で定める重大な事故及び同条第五項の国土交通省令で定める事態を定める省令（平成十三年国土交通省令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

運輸安全委員会設置法施行規則

第一条の見出し中「第二条の二第四項」を「第三条第三項」に改め、同条中「航空・鉄道事故調査委員会設置法（を）」を「運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）」に、「第二条の二第四項」を「第三条第三項」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 規則第三条第一項第四号から第六号までに掲げる事故であつて、次に掲げるもの

イ 乗客、乗務員等に死亡者を生じたもの

ロ 五人以上の死傷者を生じたもの

ハ 鉄道係員の取扱い誤り又は車両若しくは鉄道施設の故障、損傷、破壊等に原因があるおそれがあると認められるものであつて、死亡者を生じたもの

第一条第五号中「国土交通大臣」を「運輸安全委員会」に改める。

第二条（見出しを含む。）中「第二条の二第五項」を「第二条第四項第二号」に改め、同条第七号中「国土交通大臣」を「運輸安全委員会」に改める。

本則に次の一条を加える。

（法第二条第六項第二号の国土交通省令で定める事態）

第三条 法第二条第六項第二号の国土交通省令で定める事態は、次に掲げる事態とする。

一 次に掲げる事由により、船舶が運航不能となつた事態

イ 航行に必要な設備の故障

ロ 船体の傾斜

ハ 機関の運転に必要な燃料又は清水の不足

二 船舶が乗り揚げたもののその船体に損傷を生じなかつた事態

三 前二号に掲げるもののほか、船舶の安全又は運航が阻害された事態

（海難審判法施行規則の一部改正）

第二条 海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

目次を削り、題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 管轄（第五条―第十条）

第三章 審判官の忌避等（第十一条―第十八条）

第四章 補佐人（第十九条―第三十五条）

第五章 審判手続

第一節 審判前の手続（第三十六条―第三十九条）

第二節 審判開始の申立て（第四十条―第四十三条）

第三節 審判準備（第四十四条―第四十八条）

第四節 審判手続（第四十九条―第七十五条）

第五節 審判調書等（第七十六条―第七十九条）

第六節 評議（第八十条―第八十四条）

第七節 決定（第八十五条―第八十八条）

第六章 雑則（第八十九条―第九十六条）

附則